

やまぐちくらしから通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

平成29年7月7日
-198号-

消費生活トラブル情報

コンビニ払いを指示する架空請求にご注意！

相談事例



知らない電話番号からが着信があり、かけなおしたところ、「アダルトサイトの閲覧履歴がある。料金未納なので、裁判にする予定だが、今すぐ7万円を支払えば止めることができる」と言われた。身に覚えがないが、相手に指示された番号をコンビニの端末に入力して、レジで7万円を支払った。ところが、また電話があり、今度は和解金として30万円を請求された。どうすればよいか。

アドバイス



身に覚えのない料金請求に関し、コンビニ端末の操作を指示された場合は、絶対に応じないでください。詐欺業者は、電話で消費者に威圧的な口調で怖い印象を与え、裁判をするなどと言って、消費者に冷静に考える余地を与えぬまま支払いを急かします。そのような場合は、電話をすぐに切り、再度かってくる電話着信拒否するなどして、無視してください。

参照先：国民生活センターHP

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20170629_1.pdf

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

事例紹介

通信販売で購入した電動アシスト自転車がある。修理のため自転車屋に持っていくと公道を走れないので修理はできないと言われた。どうすればいいか。



注意点

アシスト比率が道路交通法の基準を超えている電動アシスト自転車をお持ちの方は使用を中止し、購入先や事業者へ確認しましょう。

基準に適合していない電動アシスト自転車で道路を通行すると法令違反のおそれがあり、法令違反となった場合、運転者が罰則の対象となります。また、アシスト比率が道路交通法の基準を大きく超えていると急発進や急加速の原因になるほか、不意に強いアシスト力が加わることでバランスを崩すなど事故につながるおそれがあります。

参照先: http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20170629_2.pdf (国民生活センター)

注意喚起

消防機関を騙る不審電話に注意！

内容

今年度に入り、山口県内にて、消防機関の名を騙り、家族構成などを聞き出す不審電話が多発しております。

いずれも高齢者宅を狙ったもので、家族構成などの居住状況を聞いた上で、オレオレ詐欺等うそ電話詐欺に発展する可能性も考えられます。

アドバイス

消防の職員が、そのような電話をすることや家族構成を尋ねることはありません。もし、電話がかかってきても対応せず、警察等に通報しましょう。



お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」のご紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。

○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」し、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の皆様の消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

学ぶ
学習

気づく 知る
体験 情報

1-2

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

○消費生活体験ゾーン

- 契約
- ネット系トラブル
- 過債販売
- 対人系トラブル(キャッシュセールス他)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故

各ブースに専用端末機を設置、オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

○消費生活情報ゾーン

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

○キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。



○消費者教育ブース

消費者団体や市町の活動など地域での消費者教育を紹介しています。

○消費生活情報コーナー

入口前にもパンフレットなど豊富な情報を閲覧できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

○まなべる学習室

消費者教育、啓発講座の開催など、多目的に活用できるスペースです。

来て・見て・学んで
身につけよう消費者力!!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月~金】 8:30~19:00 【土】 8:30~17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】 9:00~16:30 (入場受付は16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。